

事業者の皆さまへ

**令和8年4月1日から
事業系ごみに係る処理手数料が変更になります。**

●変更理由

近年、双葉地方の復興事業の関係から、事業系ごみの量が増加傾向にあります。
このことから、ごみの減量化及び資源化を推進し、処理施設の延命化と維持管理費の削減を図るため、令和8年4月1日から、事業系ごみの処理料金を変更いたします。
皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願いします。

●変更内容

10kg 当たりの各種ごみ処理料金を、令和8年4月1日から下表のとおり変更します。
なお、10kg に満たない場合は10kg とみなします。

廃棄物の種類	現行料金(円)		新料金(円)
可燃ごみ	80	➡	100
不燃ごみ・粗大ごみ	125		150
資源ごみ	65		80

※令和8年4月1日以降に搬入されるごみから適用されます。

※家庭系ごみの処理料金に変更はありません。

※事業系ごみはごみステーションを利用できません。

【お問合せ先】

双葉地方広域市町村圏組合

南部衛生センター TEL0240-25-4609

事務局環境福祉課 TEL0240-22-3333

